

令和 5 年 3 月
福井県健康政策課

国民健康保険運営方針の改定について

1 現運営方針の概要

○対象期間：令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月（3 年間）

○主な記載事項

・必須記載事項

- ① 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ② 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ③ 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ④ 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

・任意記載事項

- ⑤ 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- ⑥ 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ⑦ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項
- ⑧ ②～⑦に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

※ 当県の現運営方針では、上記①～⑧のすべての事項について記載

2 次期運営方針への改定

○対象期間：令和 6 年 4 月～令和 12 年 3 月（6 年間）

※ 改定後 3 年間で見直し

○主な記載事項

- ・現運営方針①～④に加え、⑤⑥を必須記載事項とする。
- ・⑦⑧は任意記載事項

○改定のポイント

- ・国が求める保険料水準の統一について、統一年次および統一に向けたロードマップの内容を運営方針に記載
- ・医療費適正化計画との整合をとり、「医療に要する費用の適正化の取組に関する事項」を記載

○国保運営協議会の開催予定について

- ・令和 5 年度中に 3～4 回程度の開催（対面による会議）を想定（令和 2 年度改定時は 3 回（8 月、12 月、2 月）に開催。いずれも新型コロナウイルスの影響により書面開催）